

国民健康保険に加入している皆さんへ

国民健康保険税の税率が変わります

■ 問合せ 町民税務課 Tel.47-8014

平成20年に改正された現在の国民健康保険税の税率では、皆さんの医療費をまかなうのに十分な税収を確保できなくなってきたため、平成24年度から国民健康保険税の税率を引き上げることになりました。

〈医療分〉

	改正前	改正後	比較
所得割	3.9%	5.5%	↑ 1.6%
資産割	20.0%	24.0%	↑ 4.0%
均等割	17,000円	25,000円	↑ 8,000円
平等割	17,000円	25,000円	↑ 8,000円
課税限度額	510,000円	510,000円	—

〈後期高齢者支援金等分〉

	改正前	改正後	比較
所得割	1.1%	1.3%	↑ 0.2%
資産割	2.4%	2.6%	↑ 0.2%
均等割	5,100円	5,800円	↑ 700円
平等割	4,700円	5,100円	↑ 400円
課税限度額	140,000円	140,000円	—

〈介護分〉

	改正前	改正後	比較
所得割	1.0%	1.2%	↑ 0.2%
資産割	7.5%	7.2%	↓ 0.3%
均等割	8,000円	7,500円	↓ 500円
平等割	5,000円	5,000円	—
課税限度額	120,000円	120,000円	—

※地方税法施行令の改正により限度額が変更となることがあります。

○軽減しています

軽減率	要件
7割軽減	世帯主とその世帯の被保険者の所得が 33万円以下の世帯
5割軽減	世帯主とその世帯の被保険者の所得が 33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下の世帯
2割軽減	世帯主とその世帯の被保険者の所得が 33万円+(35万円×被保険者数)以下の世帯

※世帯に未申告の被保険者がいる場合、軽減されないことがあります。

○会社などの健康保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に移行することで、その被扶養者が国民健康保険の被保険者になった場合や、平成22年4月からは倒産、解雇などで離職した人や雇い止めなどにより離職した人にも軽減や減免の措置を行っています。

たとえば

【ケース①】

夫と妻の2人(65歳未満で介護分対象)が国民健康保険に加入の場合

* 夫の課税所得額 1,300,000円
* 固定資産税額 50,000円 ならば、
改正前 ▶▶▶ 年税額 179,850円
改正後 ▶▶▶ 年税額 232,600円

52,750円のUP

【ケース②】

夫と妻の2人(65歳以上で介護分対象外)が国民健康保険に加入の場合

* 夫の課税所得額 1,300,000円
* 固定資産税額 50,000円 ならば、
改正前 ▶▶▶ 年税額 142,100円
改正後 ▶▶▶ 年税額 193,400円

51,300円のUP

※国民健康保険税は、前年中の所得額(退職所得は除く)とその年の固定資産税額に対して課税されます。所得税や住民税のように、扶養等の控除がありませんのでご注意ください。

詳しい計算方法は2012年4月号(平成24年3月23日発行)に掲載予定です。